

●香川県告示第433号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、丸亀市長から届出があった。

平成23年11月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

丸亀市綾歌町栗熊東字堤	丸亀市綾歌町栗熊東字岡部1895の2、1896の3及び字堤3581の1に隣接する道路である市有地の一部並びに字堤3579の5に隣接する水路である市有地の一部
-------------	--